



Eldonas KouMUKAY
Anahimaji, Abeno, Osaka.

18, Mar, '85. 290

JOM通信

大阪市阿倍野区旭町1-6, 1-1307 向井 孝



「...捜査押収許可状を發布したのは違法であり、この違法な許可状に基づきなされた本件差押処分もまた違法であり、取消しを免れない...」

御名御馳・踏み絵「ラ」事件

ウツノ・ホントーヤッター

差押と押収は違法・取消し

① 準被告決定は、昇外13月9日付であしらが、朝日毎日・読売・日経・その他共同通信で地方紙(神戸など)も報道され(むかには踏み絵「ラ」の報道入り)、東海・兵庫方面読者からの報知によるテレビ番組も流されたというから、一応全国的ニュースにのびたらしい。

② この「決定」は、ぼくの準被告の内容・趣旨を、ぼくへどそのまま承認しており、いまこのごろの社会状況からいえば、むしろ「ビックリするほどの、(憲法違反の点については判断を待たせているのを別にすれば)、満点に近いべく、その限りでは文句はない。

③ 大逆不道・警備一課ハセカツちゃんの代理、村松と云う名入ですが、こわがわがハセカツ代理を強調して、押収品全部を返却したので4日前に時、阿倍野署までキレ直したいと電話が早送であった。「こりには行かぬ」と答えると、14日に時頃また電話で、「ご在宅なら、10分以内に押収品を持参します」ということで、押収に関する部分は、これで落着!

④ 10年前、「ロロ」即世50年に際して、「この顔みたら10番A級戦犯、マジマへ民五千を殺りくの張本人、」と大々の山型ステッカー八種つくった。(これは海外にも送られ、日本大使館や商社のドアなども貼られ、宮内庁・外務省をあらわされた。その記録は、ウリ発行の直接行動3号に掲載している)。そのとき、「氏名不詳の軽犯罪法と家宅侵入罪の共謀」という名目で、やはりガサがきた。

このとき「ガサ」準被告(豪邸)特別被告は、その都度、記事やテレビニュースで報道され、朝日などは「不敬罪がいます...」と見出しにかき、NHKはステッカー八種を画面に大きくつっしした。それと比べると、この10年間に、世の中がどうくばど一変してきていることが、新聞の扱いや記事の書き方で判る。

▼ 大道寺・片岡両君を死刑にするが、一万人署名は、遂に達成した。協力どうも本当にありがとう。はいめ、とても一めは...とか、署名でどうなるねんとかいう声の中で何んか、動くうち、その熱気にはだされて、だんだん活動する人がふえ、大阪の虹の会では、それこそ思いこみの一月・二月、目標をきめてあと九百、もう三百と、みんなもラジック単独に、位にたり突つたり連日けん命になった。それが、署名達成だけでなく、虹の会の活気・熱気をつくり出し、「エモ」や東会にも反映して、三月になつても息つく間もなく、こんどは「反日タコヤキ団」と銘うっての、全国どこへでも声がかかれは飛んでいつての、激激舞舞大巡遊系。(ぼくはもつぱらルス番役になる者)ご当近くへ一行?お目見得のせつは、何とぞお引きまわしのほどを...

▼ ふう子さんは4日・22日、北海道(大森君の公判傍聴と集会参加)で、留居中。
▼ パンフ2集、へハウツリー念仏デモ、好評?発売中。義理と人情のナントカでどうか、イオム読者のみなさんとのみです。(お察し通りいまお金がせひいりるんぞ) (定価送料共500円・手渡し400円。振替、大阪一三三三三七、ウリジャパン)(18日)

事件が年末年始だったこともあるが、大マスコミはどれも無視して「せいじに沈黙!」(でも社タイ・婦人・人民その他、機関紙誌やミニコミ)の救えて2種も)がいろいろとりあげてくれ、又、早稲で名店をつくり4通うかい通信を教度出したので、多少はひろまったと思う)。(さすがに「準被告決定」は、内容の明快さと戦前戦後はいのてという御名御馳造刑法(無罪認定取消し)とあつたは、無視するわけにいかず(朝日など)それこそ朝日ではボツにしたものの他紙がいずれも大きく取上げてるので、マフテテタ刊でのせるというしまつ。記事はいずれも筆録録速をあっさりふれた同以異曲、10年前の「不敬罪いまま止」といつた肝心の同題がど、けびりにも読みとれぬものだった。

⑤ ともかく、この準被告決定、いろいろな意味で昭和60年という一時代の刻印を打った記録として「判例集」(そのころの)は、ほん間違いない。それを今年後、5年後、ぼくらはどう読むことになるか、これもひとつの「踏み絵」といえる。



特別被告を出した

弁護士は、切實の決定が、最高裁でひっくりかえつては...という心配もあつた。憲法違反で特別被告を出すのが反対。ぼくはクサイモノにフタで、最高裁の結論をそのまま引のびして無罪だとする位なら、いまはつきりさせる方がよい、とこの主張。結局、出さぬら弁護士が申立をさつくるということになり、ぼくはその原案をかいて、それを出来るだけ取り入れてもらう、ということになつた。既に、12日に提出済のはずだが、その「コ」をまだみてないので、ぼくの「申立の理由」を、かいておく。

申立の理由

一、原被告一司・刑罰法は、司法警察官のした「押収」に関する処分について、その取消又は変更の請求を許しているが、捜査については、不服申立を許していない。これは判例違反である。
二、日本件においては、別紙「2」及び4記載の場所(旭町のウリ事務所)を官邸(官室)のことでは、捜査が実施されたのみで、証拠物はなから押収されていないから、申立人向井の申立のうち、その

の部分に属しての「不眠を申立てる部分」は、不適法として棄却を免れない。すなわち、「現に押差押処分がなされ、その手続が完了した後においては、もはや許可状の発布自体に取消す必要はなく、独立して許可状発布の取消を求むることは許されないと解するのが相当である」とは、憲法35条違反である。

④憲法35条は、「正当な理由に基いて發せられた令状がなければ」という条件を付して、住居不可侵を明記しているが、これは、「適法な令状」の謂に他ならない。而して令状の適法・不適法の判断権が裁判所に与えられているとき、その判断に対する不服申立の権利も当然認められると解することによつて、本件の如きケースは、憲法35条「住居不可侵の保障が保証される。

⑤そもそも申立人によつて、捜査差押令状発布は、その捜査時にほじめて知りうるものであつて、それ以前に準抗告によつて、その正否の判断や執行停止を求むることは、實際上絶対に不可能である。ところが、捜査が行われた結果、押收物がなない場合(つまり「その令状発布の適否が問われねばならない」にもかかわらず)、不服申立ができません。たゞ捜査のやりかたを甘受せねばならぬならば、憲法35条は形骸化して無きに似ている。

のみならず、本件原決定の解釈が適用する故に、すべし現実に「捜査差押令状」をめぐりて安易に令状発布を請求し、しほしほ押収を目的とする、例えはカメフラシの違法捕獲、目録現認メモ等による情報の集積、そしてイヤカシロを目的として極めて強制的に住居に侵入する捜査手段が、通常化して一ある。

このように令状の適法の運用に對して、不服申立ができませんれば、憲法35条のみならず、憲法が高く掲げる「基本的人权」すらもくたがえるといわねばならぬ。

⑥原決定は「……もはや許可状の発布自体に取消す必要はなく」とあるが、さうであらうか。その取消は、何よりも差別的な住居侵入に對する防止めとして、みそ一住居不可侵を保障するものである。

さらに本件申立人向井の個人事情について云々は、向井は住居を移転して向がなく、近隣との交際がはじまったばかりの時期に、家宅捜査を受けたことによつて、犯罪に關係ある近寄り難い者としての同僚、隣口、噂が立つことになり、その修正、回復の方法が困難という、人格侵害が発生している。

これらの起因が令状発布にあることが否定しがたい以上、本件令状の発布に對する法的な「取消し」決定は、事情を明らかにし近隣を納得させるための、有力な根拠・実効となることは言を俣たない。

以上のべた如きによつて、刑罰法49条「押收物の還付に關する」の「期する」は、令状の発布から還付までの一連の行為に關する全般を指し含める意味をもつものとして、憲法35条に即して解されるものであり、本件における違法な令状は「取消す」との決定が相当である。(1)の最高裁判昭和37年7月19日大法廷決定に對する原決定の判例違反については弁護士が書くので、(よくは省略)

三、本件における「令状の請求」ならびに「令状の発布」そのものが憲法49条(法の下平等、貴族の禁止、榮典)、19条(思想及び良心の自由)、21条(集会、結社、表現の自由、通信の秘密)、99条(憲法尊重擁護の義務)の違反である。

原決定が令状を違法と判示すること、本件踏み絵「三」の御名取御部分、文學的表現としてのパロディにすぎないものであつて、もろろ刑法99条に該当しないことは明らかである。

通常入をして御名取と誤信させる可能性は、あやそ偽造と云いえないにも、ならず、踏み絵「三」が刑法99条に該当するとして、しやにひにあえて令状を請求し、かつ発布した理由は何か。いまなお身内に温存する「天皇を頂上とした尊卑差別構造」の「世界観の下に、天皇の特権的地位を強化しようとする意図」はまさにシエミエというべく、その故の「不敬罪」的刑法99条のこいつけ適用は明らかであり、憲法14条違反の行為たることは免れえない。

さらに又、踏み絵「三」が發布前に、その押収を許可し又押収したことは、こと天皇に關する言論や表現は一切許さないとする、戦前のその極限的強圧であつて、憲法14条、21条に對する重大な侵害である。

その故に本件令状の請求、交付、及びその執行に關係した裁判官や、司法警察官等は、憲法99条に違反するといわねばならぬ。

よつて、本件令状は憲法14条、19条、21条、34条、99条違反であることによつても、取消しを免れないのである。以上



85. 3. 15

「踏み絵」をどう踏んだか

余白がく「ママもいろいろ、一応メモだけ」(一部分)として、後日の補筆用です。 3. 18

① いうまでもなく、あの「踏み絵」は、「三」の「三」を踏むだけでなく、自分の心を踏むのである。

▼例をば社会主義的の投書で、天皇制には批判をもつという人が、踏み絵は悪趣味のめざだといひ「もし私が映画館で知らずに入皇の御名取を踏んだら、きつと自分の魂を穿たしたと思ひます」といふように、それはさつぱら、それらの人々が、踏み絵事件によつて自分もはきり自覚をなした「自己の内面」に對面するものである。よつてこの人は、自分がそれを踏んだら、御名取に他人のこととせ、野蠻でキナかつた。この人は気が付かぬが、それによつて自分も踏んで天皇が特別の「聖事」であらうと、こころを踏み絵が明らかになったのである。

② このように踏み絵は「三」は外面的な言動からしか類推するしかない不可視の精神領域、無意識の内面を、きわめて具体化して表象にあらわすものだった

▼三百数十年前もこの困難で、上々も稀有の御名取の内面である。信仰を「私」の本格的「踏み絵」に關つたことをたてし「幕府」のその役人は、スゴイ心理洞察者だったに違いない。(以下略)

③ 例えは踏み絵が「三」の幼児にとつてはたゞの紙切れでしかないことをたれば、踏み絵「三」の意味はすべ明らかになる。つまり、「三」の字や文字が「三」の本質なのではない。それによつて敏感に反応する私たちがひとりひとりの「三」の「三」を見落してしまふような「三」の微妙なゆれが意味するもの、それこそが踏み絵の意味なのである。 — 未完。